

# 入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和 6 年 7 月 1 日

宇部土木建築事務所長 中村 和彦

## 1 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

### (1) 物品の名称及び数量

単管バリケード基台 1 個当たりの単価契約

購入予定数量 100 個

※ 購入予定数量は、契約期間中の購入見込数量であり、購入数量を保証するものではない。

### (2) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### (4) 納入場所

下記の内、発注者が指示する納入場所及び数量を、その都度納入すること。

※ 状況に応じて、下記以外の納入場所（宇部市、山陽小野田市、美祢市内に限る）を指示する場合がある

- ・宇部市琴芝町一丁目 1 番 50 号 宇部総合庁舎
- ・宇部市西中町 宇部湾岸道路 西中I.C助田資材置き場
- ・美祢市大嶺町東分3449-5 美祢合同庁舎
- ・美祢市美東町真名西ヶ迫837-35 小郡萩道路 真名除雪車車庫

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）に基づく資格審査において、「警察・消防用品」について「警察用品」（「物品等の買入れ、借入れ及び売払い」又は「物品等の製造の請負」）の特A、A、B又はCの等級に格付されている者であること。
- (4) 本店又は支店、営業所等を宇部市、山陽小野田市、美祢市、山口市、防府市のいずれかに有していること。
- (5) この公告の日からこの入札の日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

### 3 契約条項を示す場所

山口県宇部市琴芝町一丁目1番50号 宇部土木建築事務所総務課

### 4 入札説明書及び仕様書の交付

この公告の日から入札の日の前日までの午前9時から午後5時までの間、山口県宇部土木建築事務所総務課において交付する。

### 5 入札を執行する場所及び日時

#### (1) 場所

山口県宇部市琴芝町一丁目1番50号 宇部総合庁舎2階 大会議室

#### (2) 日時

令和6年7月19日(金) 午後3時30分

#### (3) 入札書等の提出方法

上記「5 入札を執行する場所及び日時」で示す場所及び日時での提出、または郵便による提出とする。なお、郵便による入札書の提出は、令和6年7月18日(木)午後5時必着とする。

### 6 入札保証金

免除する。

### 7 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### (1) 入札参加資格のない者がした入札

#### (2) 郵便による入札又は電信による入札を認めない場合の郵便による入札又は電信によ

る入札

(3) 記名のない入札

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 8 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 9 その他

(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) この公告後に、2(3)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和6年7月8日午後5時までに山口県会計管理局物品管理課へ、申請書を提出すること。

(4) 同等品で入札に参加しようとする者は、「同等品規格確認票」を山口県宇部土木建築事務所へ令和6年7月16日（火）午後5時までに提出すること。

(5) 詳細については、山口県宇部土木建築事務所総務課（電話0836-21-7125）へ、問い合わせること。